

葛飾区による令和 7 年度障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、葛飾区（以下「区」という。）による障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、区が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達方針

(1) 調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、別表を参考に障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

(2) 対象とする施設等

対象とする施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）

カ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

(3) 物品等の調達目標

予算の適正な執行並びに契約における競争性及び透明性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、前年度の調達実績を上回ることとする。

(4) 物品等の調達の推進方法

区は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

ア 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が供給する物品等の内容など、調達推進に必要な情報提供を行う。

イ 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等が供給する物品等の質の向上及び供給の円滑化のための取組に対する支援に努める。

ウ 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう次の観点についても配慮する。

(ア) 可能な限り分離分割発注を行う等発注方法を考慮するよう努める。

(イ) 履行期間及び発注量を考慮するよう努める。

(ウ) 物品等の性能及び規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明を行うよう努める。

エ 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。

4 その他

(1) この方針は、策定後、区ホームページ等により速やかに公表するものとする。

(2) この方針に基づく調達の実績については、当該年度終了後、区ホームページ等により速やかに公表するものとする。

別 表

種別	品 目	具 体 例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③小物雑貨	衣類・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具など上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、封入・封かん、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など